

寒川町女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月27日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第12号

寒川町女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

寒川町女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則(平成28年寒川町規則第2号)の一部を次のように改正する。

本則中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。